



美濃加茂市議会
第1回臨時会議案

令和元年10月21日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 1 号	令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）について	1
諮第 4 号	農業集落排水事業分担金決定処分に関する審査請求について	6

議第61号

令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年10月21日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

第 1 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
伊深交流センター賃借料	自 令和2年度 至 令和12年度	148,500

予算説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
伊深交流センター賃借料	千円 148,500		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
R2-R12	千円 148,500				148,500

諮第4号

農業集落排水事業分担金決定処分に関する審査請求について

農業集落排水事業分担金決定処分について下記のとおり審査請求があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年10月21日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

1 審査請求書

別紙のとおり

2 審理員の意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

3 審理員の意見の理由の要旨

- (1) 分担金は当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものであるが、利益については、生活環境の改善等による日常生活上の便益の向上と一体のものとして、地価の上昇による資産価値の増加ということも含まれると解される。
- (2) 美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成2年美濃加茂市条例第6号。以下「本件条例」という。）における「受益者」とは、農業集落排水事業において、当該事業の施設に下水を排除することにより、生活環境が改善され利便性が向上し、結果として資産価値が増加する建築物の所有者と解することが相当である。
- (3) 農業集落排水事業の同一区域内の新たな建築物の所有者には、当該建築物について、下水道の整備により生活環境が改善され利便性が向上し、結果として当該建築物の資産価値の増加の利益があると言えることから、審査請求人は本件条例における「受益者」に該当すると解され、農業集落排水事業分担金を賦課したとしても、利益の限度を超えた負担を強いられたとは言えず、地方自治法第224条及び本件条例に

反するものではない。

- (4) 美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程（平成24年美濃加茂市上下水道事業管理規程第8号）第2条は、賦課対象となる建築物が一般住宅あるいは集合住宅及び事業所の場合における単位を定めているに過ぎない。同条第1号は、一般住宅については、1世帯を1排水口とするという単位を示しているに過ぎず、同じ事業区域内において受ける利益はあくまでも1排水口であり、既に1排水口分の負担をしている以上、同じ事業区域内であれば、その利用の場所が何処であれ、1排水口の使用権利があるということにはならず、同号が、本件処分に影響を与えるものではない。

審 査 請 求 書

令和元年 6月14日

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一 様

審査請求人

美濃加茂市〇〇〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇

0 5 7 4 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

次の通り審査請求をします。

1 審査請求にかかる処分の内容

美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第3条の規定による
令和元年6月5日付の農業集落排水分担金決定通知

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和元年6月6日

3 審査請求の趣旨

「美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第3条の規定による
令和元年6月5日付の農業集落排水分担金決定通知を取り消す」との裁
決を求める。

4 審査請求の理由

- (1) 今回同一事業区域内に新築移転したのに伴い、分担金を賦課されましたが、旧住宅は現在空き家（将来は解体撤去を予定）であり、下水の排除は一切ありません。
- (2) 分担金の額は、管路施設工事に要する費用の10分の1を計画排水口数の総数で除した額となっており、利用に応じた公平な負担を求めています。今回の処分は1口の利用しかないのに2口の負担を強いることになり

ます。

- (3)「個人の事情により、所有する住宅2棟とも同時に使用する・しないに関わらず、接続する口数分の下水を排除する受益者となる」(平成30年9月19日付発水第237号回答)との説明であるが、農集の分担金は地方自治法第224条に基き、利益の限度において徴収できるものであり、条例で「受益者」とは事業の施設を利用して下水を排除する建築物の所有者と規定しており、建物を何棟所有していても下水を排除しない建築物の所有者は受益者となりえず、当然下水を排除しない建築物については分担金を賦課徴収できないものと考えます。
- (4) 以上のことから、すでに1口の負担をしている上に更に負担を強いる処分は違法な処分であり、この処分を取り消す旨の裁決を求める。

5 添付書類

これまでの担当課への質問状及び担当課の回答書の写し、並びに決定通知書の写し

